

■殺虫剤：農業用

有機リン系

ラグビー®MC粒剤

登録番号：21095

毒性：－

消防法：－

有効年限：3年

成分 カズサホス…3.0%

物理的・化学的性状 淡灰色細粒

包装：10kg×1

◆特長

- ネコブセンチュウ、ネグサレセンチュウ等のセンチュウ類に対し、孵化阻害、運動阻害、根部侵入阻害作用により、高い殺センチュウ効果を示します。
- 有効成分をゆっくりと放出するマイクロカプセル製剤なので、長い残効性を示します。栽培期間の長い作物や作型のセンチュウ防除に適した薬剤です。
- コガネムシ類等の土壌害虫にも高い効果を示します。また、だいこんのキスジノミハムシにも有効で、土壌害虫も同時に防除できるセンチュウ防除剤です。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カズサホスを含む農薬の総使用回数			
だいこん	キスジノミハムシ	20～30kg/10a	は種前	1回	全面処理 土壌混和	1回			
	ネコブセンチュウ	20kg/10a							
	ネグサレセンチュウ	10～30kg/10a							
きゅうり すいか メロン トマト ミニトマト なす	ネコブセンチュウ	20～30kg/10a	定植前						
	イモグサレセンチュウ	30kg/10a	植付前						
	ネグサレセンチュウ	20～30kg/10a							
コガネムシ類	20kg/10a								
かんしょ	ネコブセンチュウ	10～30kg/10a	植付前				1回	作条処理 土壌混和	1回
	ハリガネムシ類 コガネムシ類	20～30kg/10a							
	コガネムシ類	9kg/10a							
キャベツ	ネグサレセンチュウ	20kg/10a	定植前	1回	全面処理 土壌混和	1回			
ほうれんそう	ネコブセンチュウ		は種前						
いちご	ネグサレセンチュウ		定植前						
ねぎ	ネコブセンチュウ						20kg/10a		
	ネダニ類								
ばれいしょ	ジャガイモシストセンチュウ		植付前						

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カズサホスを含む農薬の総使用回数			
えだまめ	ダイズシストセンチュウ	20kg/10 a	は種又は定植前	1回	全面処理 土壌混和	1回			
だ い ず			は種前						
し そ	定植前								
し そ (花 穂)	ネコブセンチュウ		仮植前			1回	全面処理 土壌混和	2回以内 (仮植圃では1回以内、本圃では1回以内)	
			定植前						
バ ジ ル			は種前					1回	
み ず な			定植前						
ピーマン			植付前						
ししとう			は種前						1回
しょうが			植付前						
ご ぼ う	ネグサレセンチュウ	は種前	1回	播溝処理 土壌混和					
き く	植付前	全面処理 土壌混和							
トルコギキョウ	ネコブセンチュウ	30kg/10 a	植付前	全面処理 土壌混和					

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1) はり合わせアルミ袋入りの製品については、開封前に袋が固化している場合があるが、開封後は解消し、品質には問題がない。
- (2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (3) 播種前、定植前または植付前に圃場全体に均一に散布し、10～20cmの深さに土壌と十分混和すること。
- (4) 散布が不均一であったり、混和が不十分な場合には薬効不足や初期生育の遅延、生育不良等の薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (5) 一時に広範囲に使用する場合は、散布器具は飛散が少なく、均一に散布できる乗用トラクター装着粒剤施用機を用いること。
- (6) 桑に付着するおそれがある地域では使用しないこと。
- (7) ミツバチに対して影響があるので、ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
- (8) ハウス栽培で本剤を使用し、ミツバチまたはマルハナバチを導入する場合、散布直後には活動に影響を及ぼすおそれがあるので、処理後30日以上たってから導入すること。
- (9) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。

◆安全使用上の注意

- (1) かぶれやすい体質の人は取り扱いに十分注意すること。

◆魚毒性

- (1)水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2)散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。